

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和元年 12月12日(木)

開会 13時30分

閉会 14時03分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 榊屋眞

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主幹兼社会教育主事 田中聖子

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第55号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当
に関する規則の一部を改正する規則案

原案可決

議案第56号 公立学校職員の退職手当に関する条例
施行規則の一部を改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

報告 1 「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」【中間案】について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月26日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第55号から事項書の順に進める順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第55号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第55号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年12月12日提出 三重県教育委員会 教育長。

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。1ページが規則案の改正案になりますが、改正内容については、2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」として、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当に係る規定を整備する。

「2 改正内容」 人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の引き上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように改めるといってございまして、この勤勉手当の成績率というのは、勤務実績、勤務成績に応じて支給するものでありまして、その成績率の上限を規則で定めております。

この表にありますように、再任用職員以外の職員ということで、今回は、再任用職員については、引き上げの勧告がございませんでしたので、再任用職員以外の職員につきまして、成績率を改めます。現行は100分の185以内ということですが、①のところで、令和元年度につきましては、12月期で100分の195以内、②の令和2年度以降、これは6月期と12月期それぞれで、100分の190以内ということで、規則上、こういう形で上限を定める改正をさせていただきたいと思っております。

「3 施行期日等」ということで、上記2①、令和元年12月期の部分につきましては、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

上記2②については令和2年4月1日から施行するという内容になっております。説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第55号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第56号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第56号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年12月12日提出 三重県教育委員会 教育長。

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目以降で、1ページから7ページまでが、新旧対照表方式で改正案になっていますが、改正内容については、8ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」 退職手当の調整額に係る職員の区分の適用の見直し等に伴い、規定の整備を行うということで、「2 改正内容」の（1）で高等学校等教育職給料表2級の適用を受けていた者及び中学校・小学校教育職給料表2級の適用を受けていた者について、調整月額第5号区分の適用を廃止するというところでございます。

なお、廃止に伴い、所要の経過措置を設けるということでございます。

（2）でその他規定を整備するというところで、「3 施行期日」は、令和2年4月1日でございます。

退職手当というのは、手当額を算定するときに、大きく2つの部分を合算して支給することになります。1つ目の部分は、その退職したときの給料月額に勤続年数に応じて支給率を乗じた基本額の部分がございまして、これは大体9割ぐらゐを占めるものです。2つ目の部分は、今回改正する調整額の部分がありますが、これは退職前の職責に応じて加算されるものです。

今回改正する調整額は、大体勤続30年以上勤めておやめになる方については、退

職手当の約1割ぐらゐを占める部分でございます。調整額というのゐ、1号から9号まで職席に亅じて区分がございまして、区分毎の調整月額にその職責に属した期間、最大60月を乗じて計算します。

今回、教育職給料表2級の適用の教諭は、これまで高いほうから5号区分から9号区分を適用していましたが、今回は、この5号区分のところの適用を廃止しまして、最高でも6号区分までにしようとするものでございます。

廃止する5号区分というのゐ、基本的には教諭より上位の職である3級の教頭であるとか、特2級と言っていますが、主幹教諭・指導教諭に対して適用するものですが、これまでは教諭であっても、一定の経験年数、大学卒業後の経験30年以上というような基準がございましたが、それを満たした部分につきましては、5号区分を適用していました。現在、他の都道府県を確認すると、教諭に対して5号区分を適用しているところはほとんどないということや、行政職給料表でこの5号区分を適用されている職責の職員と比べると、見直すことが必要である状況ということで、この5号区分は廃止して、6号区分以下で適用しようというものです。

ただし、廃止にあたりましては、所要の経過措置を設けることにしまして、施行日の令和2年4月1日の前に、既に5号区分の適用要件を満たしていた部分につきましては、そのまま適用を認め、退職時に退職手当の計算を行うこととしています。

経過措置を設けるため、令和2年度、来年度は一月当たりで10,850円、年間最大で130,200円下がる者があります。その後、徐々に下がっていきまして、最終的には最大651,000円下がる者がおります。令和8年度までで経過措置の適用者はいなくなります。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第56号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【中間案】について（公開）
（林幸喜社会教育・文化財保護課長説明）

報告1 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【中間案】について
「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【中間案】について、別紙のとおり報告する。令和元年12月12日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

概要が1ページからあります。現行の第三次三重県子ども読書活動推進計画の計画期間が今年度末に終了します。このため、次期の第四次三重県子ども読書活動推進計画を策定しているところです。

第三次計画における成果と課題をふまえ、三重県読書活動推進会議、外部委員の会議ですが、ご意見もいただきながら別添資料のとおり中間案をまとめたところです。

説明させていただきます。まず、別添資料、中間案が冊子になっています。その5ページをお開きください。5ページの上段に（5）として基本的な方針を上げさせていただいています。その真ん中あたりですが、第三次計画の考え方を継承し、国で第四次基本計画というのが策定をされていますが、そこで発達段階に応じた取組が示されておりますので、それを加えまして「子どもと本をつなぐ取組」を促進するための基本的な方針を次のとおりとしております。

まず、1つ目には、家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた読書環境の整備、読書機会の提供、読書啓発の推進。2つ目に、発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組を推進。3つ目といたしまして、人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動。4つ目として、五感を使いながら心と体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進、この4項目を基本的な方針としております。

もう一度、概要の1ページにお戻りください。この読書計画の構成ですが、大きく分けて5つの構成にしております。1つ目は「基本的な考え方」、2つ目として、今回、新たに加えました「発達段階に応じた取組の推進」、3つ目に「家庭・地域・学校等における推進方策」、4つ目に「計画の総合的な推進に必要な方策」、5つ目として、「成果指標と成果目標」を上げさせていただいております。

その中で三重県の特徴としては、別添資料の5ページをご覧ください。（6）として、三重県では「みえの学力向上県民運動」を実施しています。平成28年度から4年間は、セカンドステージとして、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣、学習習慣、読書習慣の確立の取組を広げております。引き続き、読書に通じて、これらの事業を3本柱の1つとして展開していきたいと考えております。

続きまして、同じ冊子の次の6ページをご覧ください。「2 発達段階に応じた取組の推進」をここでは記載させていただいております。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われるのが重要ということで、発達段階ごとの特徴を踏まえ、家庭・地域・学校における幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意した取組を推進していきたいと考えております。

また、学校種間の接続期において、子どもが読書から遠ざかることがないように、切れ目ない取組を進めていきたいと考えております。

以下に幼稚園、小学校低学年、中学年、高学年、中学生、高校生、それぞれの特徴を記載させていただいております。

続きまして、次の7ページです。7ページからは、家庭・地域・学校等における推進方策を記載しています。まず、（ア）家庭の役割といたしましては、家庭は子どもの心と体を育み、生活習慣を身につける場であって、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場であると。保護者が意識して読書を日常生活の中に位置づけ、家族が話し合う時間を持つなど、幼少期から継続して読書習慣を育てていくことが重要と。家庭においては、特に読み聞かせとか、子どもと一緒に本を読んだり、図書館へ出向いたりするなど、「子どもと本をつなぐ」努力をしていくことが

求められるとさせていただきます。

次の8ページに家庭の課題を記載しています。家庭につきましては、読書を全くしない割合が依然として、現在も全国平均には達していません。ということで、継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づけが大切であることを課題で上げさせていただきます。

次の9ページに、「家庭における今後の取組」を記載させていただきます。項目としては、読書と出会うきっかけづくり、読書習慣づくり、読書活動の啓発奨励という項目でそれぞれ具体的な取組を書かせていただいております。

次の10ページからは、(2)地域でございます。まず、地域の役割といたしましては、主に公立図書館や公民館、児童館等におきましては、4行目、子どもがたくさんの本に触れ、本や読書について情報交換を行うことで新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要だと。これらの施設は、子どもの読書活動の拠点として、地域における子ども読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていること記載をさせていただきます。

14ページに地域の課題を上げさせていただきます。地域の課題といたしましては、1つ目の○として、最後の行ですが、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要であると。2つ目の○として、中学年以降は読書離れが顕著だということで、読書離れを防ぐため年代に応じた取組が必要だということ。3つ目として、障がいのある子どもや外国語を母語とする子どもなどの利用を促す工夫と資料の充実が必要であると。4つ目として、公立図書館は情報拠点でもあるため、これらが中心となって地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で読書活動を推進する必要があるということ課題として上げさせていただきます。

その下から、「地域の今後の取組」として、県教育委員会、県立図書館、16ページには市町立図書館、さらに21ページからは、公民館、児童館等。その次の22ページには読書ボランティア、地域ボランティア、さらには、高等教育機関、民間団体、地域住民等々の取組を記載させていただきます。

次の23ページからは、学校等の項目になっております。まず、(ア)学校等の役割につきましては、各教科、特別活動等を通じて、子ども読書に対する興味や関心を涵養するということと、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進していくことが求められていると。

下のほうの「また」のところですが、幼稚園、認定こども園及び保育所は、子どもの読書活動の基礎を築く重要な時期であると。幼児が絵本や物語に親しみ、これらを通して想像したり表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められていると記載しています。

26ページに学校の課題を記載しています。この課題といたしましては、1つ目の丸に、引き続き、資料の充実と整備を図ることが課題ということと、学校司書等の配置が求められるということ。2つ目の丸に、市町教育委員会と公立図書館との連携、役割分担、学校図書館の情報共有に課題が残るということ。3つ目の丸に、県立高等学校においては、学校図書館の計画的な利用とか、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動をより充実されることが求められているということを挙げております。

27ページからは、学校単位の取組ということで、小中学校、飛びまして28ページの中段以降からは、県立高等学校、30ページには、特別支援学校の取組、31ページには、幼稚園、認定こども園及び保育所の取組を記載させていただいております。

次の32ページからは、計画の総合的な推進、必要な方策を記載させていただいております。まず、(ア)三重県子ども読書活動推進会議等の開催ということで、三重県子ども読書活動推進会議は外部委員の会議と、県庁内の読書活動庁内会議を開催することで横断的な取組を進めていこうと考えております。

さらに、(イ)市町教育委員会との連携・協力といたしまして、情報交換や情報共有を図ることができる機会を設けるとともに、研修会等を開催していきたいと考えております。

次の33ページ、(ウ)民間事業者等多様な主体とも連携していきたいということ。(エ)助言や情報提供等の支援、(オ)その他として電子書籍についても若干、触れております。

その下の(2)子ども読書活動推進計画の進行管理ですが、よく言われていることですが、PDCAサイクルを回して進行管理を行っていききたいと考えております。

次の34ページは、「5 成果目標と成果指標」、これも家庭・地域・学校の別でこのような項目で考えていることを示させていただいております。

ちなみに、現行の第三次計画の目標は、4ページに記載させていただいております。もう一度、概要版の4ページをご覧ください。今後の予定でございます。今後、記載してありませんが、あす、県議会の教育警察常任委員会に同じものを上げて意見をいただき、12月16日(月)からパブリックコメントを一月間実施します。2月の子ども読書活動推進会議でご意見をいただき、3月に常任委員会のご意見をいただき、これは最終案でございます、最後に、記載はありますが、当教育委員会定例会で議決をいただきたいと考えております。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

一番最後の成果指標を見ると、文科省の全国学調の多分、児童生徒質問紙からデータをピックアップしてということですよ。翻って8ページにいくと、加点の課題でこのパーセントというのが、これのデータは学調ですか。

社会教育・文化財保護課課長

そうです。

森脇委員

もうちょっと丁寧な分析が要るかと思って言っているんですが、つまり、小学校、全然しないというところで見ると、こうなのかもしれないですが、小学校について言えば、そんなに全国と変わらないような傾向が出ていると思うんですが、中学校でガクッと減るんですね、10分以上の読書をしているかというところを見ると、ガクッと減ると。

学力の先進県と言われているような秋田とか福井とかを見ると、そんなに減らないんです。減るのですが、そんなに減らない。つまり、何が問題かという、中学生が読書をしなくなるという、この落ち込みをどう考えるのかというような課題をきちっと押さえておかないと、いろんな取組をやる時に、もう少し焦点を絞って、多分、高校生になると、もっと減ると思うんですね。それはいろんなスマホとかの環境もあると思うんですが、そこに何か手を入れるようなデータからの課題の焦点化と、それに即した政策の立て方をしないといけないんじゃないかというのが1つです。

それから、もう一つ、最後の34ページの司書等の配置のことで、パーセントで成果目標を立てていくのはいいんですが、三重県の場合、図書館の本の整備状況が、全国よりかなり低いんですね。そういう問題とか司書の配置の問題、これは多分、財政措置のことでとすごく関係をしていて、そこに手を付けずに成果目標だけを立てるといって、あなた任せになってしまわないかと。改善するには財政措置が必要だけど、財政措置は手が付けられないから、どうにか成果目標だけ出して置いて、でも、これは多分、我々の手では、おそらく隔靴搔痒というか、何も手を入れられない中での成果目標という立て方は、努力のしようがないというか、言い方は悪いですが、努力をしてもしてもできないこととか、努力をしたら何とかなるというようなことという見通しが本当にあるのかどうか。その辺、どういうふうを考えて、こういう成果目標を立てているのかというのが聞きたいんですが。

社会教育・文化財保護課課長

まず、1点目の中学生から高校生ぐらにかけて、読書離れが激しくなると、それを何とか食い止めなければならないという話、委員おっしゃるとおりだと思っています。

ですので、今回から発達段階ごとに具体的な取組を進めていこうということで計画を盛り込ませていただきまして、そのあたり、進行管理をしっかりと、もしなかなか進まないようでしたら、何が原因なのかということ、しっかりとPDCAサイクルを回しながらやっていきたいと考えております。

あと、司書の目標の話ですが、確かに財政措置とか、その辺が関係してくるというような話はもちろんですが、例えば、4ページに現行の3次計画の実績を書かせていただいております。司書の部分は、⑤のもっぱら図書館職員の職務に従事する職員を配置する公立小中学校の割合ということで、司書の配置につきましては、これを見る限りは、かなり進んでいるのかなという認識はしております、これから数値目標は立てることで、現在の実績を上回るような形で何とか立てたいとは考えております。

森脇委員

働きかけ方みたいなこと考えているんでしょうか。

社会教育・文化財保護課課長

司書の配置につきましては、特別交付税措置とか、その辺で国のほうが手当しておりますので、そのあたりはしっかりと周知していこうと、そういう形で考えております。

森脇委員

わかりました。しっかりしなさいというだけではなくて、ある程度チェックをして、

公開していくようなことまでしないと、おそらく交付税とどんぶりになっているので、なかなかそっちのほうにちゃんと回っていかないというのがあるんじゃないかと思って、その辺、考えていただきたいなと思います。

社会教育・文化財保護課課長

わかりました。ありがとうございます。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

大森委員

この読書活動を推進することで、子どもたちの読解力を高めることになっていくと思うんですが、質か量かの問題で、読書をする、量を増やす、そのときの読書の質とか、読書をしたことによってどうなるかという成果目標みたいのは、あまり読み取れなかったんですが、読書をすることだけで満足してしまうと、よく言われる孤読の弊害みたいなことが起きてしまわないかというのがあるので、その辺の読み取る力に貢献しているというのが気になったところで、どういうふうに考えればいいんでしょうか。

社会教育・文化財保護課課長

確かに読書をすることで読み取る力がアップして、学力にはつながる一面もあります。

ただ、中間案の別添資料の1ページに、読書の意義ということで記載をしておりますが、読書を通じて新しい世界を知って、自分なりの考えを持ち、そして感性を磨き、表現力を高めるということで、読書に関しては、多様な効果があると言われております。そのあたりをどのように目標に表していくか、我々も考えましたが、なかなか指標がないということで、今の形で、基本的には前回の第三次計画の目標を踏襲させていただいたような形になっています。

大森委員

意義には書いてあるが、後ろにはないということなんですね。

社会教育・文化財保護課課長

そうですね。手段については目標にさせていただいているような形になっています。

大森委員

わかりました。

教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—